

学校法人和風会 介護員養成研修事業
介護職員初任者研修課程（通学） 学則

第1条（事業者の名称・所在地）

本研修は、次の事業者が実施する。

学校法人和風会

東京都青梅市根ヶ布一丁目 642 番地の 1

第2条（目的）

この研修は介護に関する業務に携わろうとする者に対して必要な知識および技術を習得させ、併せて介護従事者としての人格の涵養に努め、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。

第3条（実施課程及び形式）

前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。

介護員養成研修事業 介護職員初任者研修課程（通学形式）

第4条（研修事業の名称）

研修事業の名称は次の通りとする。

学校法人和風会 多摩リハビリテーション学院専門学校 介護職員初任者研修（通学）

第5条（年度事業計画）

令和6年度の研修事業は、次の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第1回	令和7年2月10日 ～ 令和7年3月13日	40名
	合計	40名

第6条（受講対象者）

受講対象者は次の者とする

東京都近郊在住、又は在勤で通学可能な介護職員初任者研修受講希望者

第7条（研修参加費用）

研修参加費は次のとおりとする。（税込）

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回	受講料	72,700	78,100	一括納入	研修開始1週間前
	テキスト代	4,400			
	保険料	1,000			

①一般受講者は上記金額のとおりとする。

②青梅市の商工会議所の会員は受講料から17,700円の割引を行う。

③高校生及び短大生、大学生、専門学校生は受講料から21,000円の割引を行う。

④多摩リハビリテーション学院専門学校生は受講料から25,000円の割引を行う。

⑤入学準備プログラム受講生は受講料から29,000円の割引を行う。

※入学準備プログラム受講生とは多摩リハビリテーション学院に12月までの次年度入学試験に合格手続きをされた者をいう。

保険料：研修に伴う事故などに対応できる、団体保険加入料（1,000円）

第8条（使用教材）

研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回	介護職員初任者研修テキスト第1巻第3版	中央法規出版株式会社
	介護職員初任者研修テキスト第2巻第2版	

第9条（研修カリキュラム）

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

第10条（研修会場）

前条の研修を行なうために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

第11条（担当講師）

研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

第12条（実習施設）

実習は令和6年度は実施をしないこととする。

第13条（募集手続き）

募集の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当法人指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込み、受講料を指定の口座に振り込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。その為、受付を終了してから受講料の振り込みがあった場合は返金することとする。
- (2) 当法人は申込用紙と受講料の納入を確認後受講者に連絡をする。
- (3) 教材は研修開始日に配布し確認を行う。
- (4) 受付完了後に辞退されても、提出書類及び納入金は、返還できませんのでご注意ください。

第14条（科目の免除）

科目の免除については次のとおりとする。

申込時点において、都が定める介護施設等（東京都介護員養成研修事業者指定要領別表2「介護員養成研修実習先一覧」による。）で、過去3年間に6ヶ月以上継続的（週1回以上）に介護業務に従事した実務経験を有する者は、勤務先の団体が発行する介護業務実務経験証明書の提出により、下記のとおり一部科目を免除する。

項目	免除科目	免除時間
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	6時間
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	

第15条（修了の認定）

修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- （1）成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。
- （2）筆記試験は第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。
- （3）修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価C以上の受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準（100点を満点とする）

A = 90点以上、B = 80～89点、C = 70～79点、D = 70点未満

第16条（研修欠席者の扱い）

理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

第17条（補講の取り扱い）

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を受講することにより当該科目を履修したものとみなす。補講にかかる受講料については無料とする。また、補講の実施は原則として当法人において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。原則として、補講できる単位は「項目」であるが、当法人で補講を実施する場合は「科目」ごとに、他の事業者で実施する場合で「科目」の内容及び時間数が同一の場合は、「科目」ごとに補講できるものとする。補講及び修了試験の期限は、開講日より8か月以内とする。やむを得ない理由があり、書面により当該理由が確認できる場合は1年6か月以内とする。

第18条（受講の取消し）

次の各号の一に該当する者は、受講を取消すことが出来る。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- （2）本学則又は理事長が定める規則を守らず、注意しても正さない者
- （3）当法人の授業もしくは秩序を乱し、又は風紀もしくは名声を損なう行為をした者

第19条（修了証明書の交付）

第15条により修了を認定された者には、当法人において東京都介護員養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

第20条（修了者管理の方法）

修了者管理については、次により行う。

- （1）修了者は修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- （2）修了証明書等の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。
再発行手数料は一回に限り無料とする。二回目以降は500円（税込み）の手数料を徴収する。

第21条（公表する情報の項目）

東京都介護員養成研修事業実施要綱7に規定する情報の公表に基づき、当法人ホームページ（URL:<http://www.tama-riha.ac.jp>）において開示する内容は、以下のとおりとする。

（1）研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数（専任・兼任別）、沿革、事業所の組織

（2）研修事業情報

研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講手続、費用、留意事項、特徴）、研修課程責任者、研修カリキュラム（科目別シラバス、担当講師一覧、研修の特色）、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）、実習施設（実習協力機関の名称、住所、協力実習機関の介護保険事業の概要、実習プログラムの内容及び特色、実習の指導体制、指導内容協力実習期間における延べ人数）、講師情報（名前、略歴）、実績情報（過去の研修実績、研修修了者数）、連絡先等（申込先、資料請求先、法人の苦情対応者名・役職・連絡先、事業所の苦情対応者名・役職・連絡先）、研修評価（受講生アンケートの結果、自己評価）

第22条（研修事業執行担当部署）

本研修事業は学校法人社団和風会多摩リハビリテーション学院専門学校教務課にて執行する。

第23条（その他留意事項）

研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- （1）研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署:多摩リハビリテーション学院 事務室 受講生担当窓口(電話0428-21-2001)

- （2）事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- （3）受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- （4）研修の受講に際して、研修開始日に本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示

②住民票の提示

③健康保険証等の提示

第24条（施行細目）

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

（附 則）

この学則は令和6年9月11日から施行する。